

平成 27 年度予算編成方針

はじめに

我が国の経済は、9月の月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」とあり、不安要素はあるものの、緩やかに景気回復へ向かうことが期待されている。

政府においては、本年7月に「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を閣議了解し、「平成27年度予算は、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

また、総務省は、地方財政収支の試算において、平成27年度の一般財源総額は、地方の安定的な財政運営の観点から、実質的に前年度と同水準を確保するとし、地方財政の課題として、「地方の創生と人口減少の克服」を掲げているが、国においては極めて厳しい財政状況であり、今後の財源確保の動向について注視し、施策の展開に的確に対応する必要がある。

本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況については、平成25年度一般会計決算における経常収支比率は92.1%と高水準にとどまり、財政構造は硬直化した状況が続いている。また、健全化判断比率は、徐々に改善しているものの高負担の水準にあり、地方債残高の縮減などの将来負担の軽減に引き続き取り組む必要がある。(実質公債費比率13.0%、将来負担比率43.1%)

歳入においては、景気回復の足取りは依然として鈍く、地価の下落傾向も続いているため、市税収入の伸びは期待できない。また、歳出においては、少子高齢化社会の進展などによる社会保障経費やインフラの老朽化による長寿命化対策などに多くの財源が必要であり、厳しい財政状況が続くと見込まれる。

本市においては、平成 28 年度から始まる普通交付税等の合併支援措置の段階的縮減により大幅な減収が見込まれる中、国においては市町村合併に係る算定の見直しがされているところであるが、合併算定替と一本算定の乖離額は、依然として大きく、中長期的には非常に厳しい財政状況に陥ることが懸念される。

こうした中、平成 25 年 3 月、「財政計画」を策定し、持続可能な財政基盤の確立に向けて、徹底した行政経営改革に取り組み、大幅な経費の削減等を計画的に行うこととしている。

○短期財政見通し

今後の制度改正や財政負担等未確定な部分はあるが、現時点で想定できる平成 27 年度の財政見通しを行った。

(単位:百万円)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	増減額
歳入	市税	17,955	17,616	▲ 339
	地方譲与税、交付金	4,027	4,668	641
	地方交付税	16,200	15,900	▲ 300
	繰入金	0	0	0
	臨時財政対策債	2,502	2,375	▲ 127
	その他	232	141	▲ 91
	計 (A)	40,916	40,700	▲ 216
歳出	人件費	9,999	10,289	290
	公債費 (一時借入金利子含む)	7,349	6,591	▲ 758
	扶助・物件費、負担金・補助金等	15,434	15,772	338
	繰出金	5,243	5,198	▲ 45
	投資政策的経費	2,816	2,760	▲ 56
	その他 (支弁人件費含む)	75	90	15
	計 (B)	40,916	40,700	▲ 216
要調整額 (A) - (B)		0	0	0

* 各年度とも当初予算一般財源ベースの数値

<歳入>

- ・市税は、平成 26 年度決算見込により推計
- ・地方交付税は、平成 26 年度交付決定ベースで推計

<歳出>

- ・人件費は、定員管理適正化計画による
- ・公債費は、新規発行地方債を 50 億円以内として推計
- ・投資政策的経費は、まちづくり実施計画などによる

予算編成の基本方針

前述したように、中長期的には非常に厳しい財政状況が見込まれることから、平成 26 年 3 月に行政経営改革プランを策定し、持続可能な行政経営を確立するため、「選択と集中」による真に必要な行政サービスへの重点化や財政基盤の強化に取り組むこととしている。

また、第 2 次岩国市総合計画において、まちづくりの将来像である「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国」の実現に向けて、6 つの基本目標とそれを支える行政経営に基づき、まちづくりを推進することとしている。

よって、予算編成にあたっては、財政計画の基本方針である「将来負担の軽減」を堅持しつつ、総合計画に沿ったまちづくり施策に基づく事業を実施することとするので、以下により予算要求すること。

○投資政策的経費は、総合計画の基本目標である「子育てといきいきとした暮らしを応援するまち」、「空港を軸とした活力ある産業と観光のまち」、「豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち」、「誰もが安心・安全に暮らせるまち」、「心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち」、「支えあいと協働でつくる絆のあるまち」を中心に、必要性、有効性及び効率性等を勘案し、より優先順位が高い「まちづくり実施計画」に登載される事業を予算要求すること。

なお、予算査定の対象は、原則として「まちづくり実施計画」に登載される事業のみとする。

○経常経費は、事務事業評価制度に基づき、事業の必要性、妥当性、有効性、効率性の観点から評価を行い、事業目的を達成するための方向性を確認した上で、課題解決のための取組みを予算要求に反映させること。また、削減可能と見込まれる対象経費については、事務事業の合理化、効率化、簡素化を図り、平成 26 年度当初予算ベースで配分した一般財源の範囲内で要求すること。

特に、負担金・補助金については、常態化・既得権化しているものが多く

見受けられるため、事業効果、公益性、積算根拠について厳しく検証すること。なお、負担金・補助金の増額は、原則として認めない。

○将来負担の軽減のため、市債発行額は、50 億円以下に努めるとともに、市債の発行にあたっては、財政的に有利な合併特例債や辺地債などを積極的に活用することとする。

特別会計においても地方債残高が増えないよう努めること。

その他留意事項

○予算は、通年で可能な限り正確に必要な経費を見積もること。なお、特別な事情がない限り補正はしない。

○事業の実施に当たっては、市内事業者の受注機会が得られるよう努めること。

○消費増税と消費増税に関連して実施される諸施策については、国の動向を注視し、歳入歳出ともに適正に見積もること。